

今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第5条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第6条第1項の規定により公告する。

令和7年10月16日

今治市長 徳永 繁樹

## 1 業務概要

### （1）業務名

今治港富田地区警備保安事業に係る事業者選定支援業務

### （2）業務の目的

本市の重要港湾である今治港（富田地区）は、保安設備の更新時期を迎えている。更新にあたっては、SOLAS条約の保安規定に基づく現状の保安水準を維持したまま保安設備の更新及び警備業務を一体的に事業化することを検討している。保安設備の更新及び警備業務の実施にあたっては、民間活力を導入することで必要な人員・設備等の効率的な配置を行い、効果的な保安を実現することを目指している。

本業務では、保安設備の更新及び警備業務の一体的な事業化にあたり、最も適切と判断される民間事業者の募集・選定を円滑に進めるために必要な支援を行うことを目的とする。

### （3）業務内容

仕様書のとおり

### （4）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （3）公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 業務遂行にあたり、綿密なコミュニケーションを要するため、愛媛県または近隣県内に本店・支店があり、本業務の運営に関わる担当者が常駐していること。
- (7) 過去2年間において地方公共団体と事業者選定支援・アドバイザー業務委託の実績（実施中のものも含む）がある者

### 3 担当部署

今治市 建設部 建設政策局 港湾漁港課  
〒794-0013 愛媛県今治市片原町一丁目100番地3  
TEL 0898-36-1545  
FAX 0898-22-4121  
ホームページ <https://www.city.imabari.ehime.jp/kouwan/>  
メールアドレス [kouwanka@imabari-city.jp](mailto:kouwanka@imabari-city.jp)

### 4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、下記のとおりである。なお、予定であり変更することがある。

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 入札公告              | 令和7年10月16日（木） |
| 入札参加資格審査申請書類の提出期限 | 令和7年10月22日（水） |
| 入札参加資格審査結果の通知期限   | 令和7年10月24日（金） |
| 仕様書等に対する質問書の提出期限  | 令和7年10月24日（金） |
| 仕様書等に対する質問の回答期限   | 令和7年10月28日（火） |
| 入札、開札及び落札者の決定     | 令和7年10月31日（金） |
| 契約の締結             | 令和7年10月       |

### 5 仕様書等の配布

仕様書等の関係書類は、3の担当部署ホームページからダウンロードすること。

### 6 入札参加資格の審査申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することの審査を受けるため、次のとおり競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

#### （1）提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 競争入札参加資格確認通知書返信用封筒（長形 3 号封筒・宛名等記載・切手貼付）

（2）提出期限

令和 7 年 10 月 22 日（水） 午後 5 時まで

（3）提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで（今治市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

（4）提出先

3 に同じ

（5）提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期限までに必着のこと。

（6）審査結果の通知

申請者には、令和 7 年 10 月 24 日（金）までに次に掲げる事項を記載した競争入札参加資格確認通知書を郵便で発送する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（7）その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

7 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意）により市長に説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 5 時まで

イ 提出時間 午前 9 時から午後 5 時まで（休日を除く。）

ウ 提出先 3 に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期限までに必着のこと。

（2）市長は、（1）の説明を求められたときは、令和 7 年 10 月 30 日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を郵便で発送する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

（1）入札説明会を行わない。仕様書等の内容に関する質問がある場合は、書面にて提出すること。

ア 提出書類 質問書（様式第4号）

イ 提出期限 令和7年10月24日（金） 午後5時まで

ウ 提出時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

エ 提出先 3に同じ

オ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめて記載し、3の担当課メールアドレスに電子メールにより提出した後、電話により着信を確認すること。これ以外（電話、ファクシミリ、口頭等）による質問は受け付けない。

- （2）（1）の仕様書等に対する質問の回答を3の担当部署ホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、適切でないと判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。また、質問の内容によっては、回答日前に回答する場合もある。

ア 回答日 令和7年10月28日（火）

## 9 入札及び開札

### （1） 入札の日時

令和7年10月31日（金）11時00分から

### （2） 入札の場所

愛媛県今治市片原町一丁目100番地3

みなと交流センター3階 セミナールーム1

### （3） 予定価格の公表

予定価格は、公表しない。

### （4） 入札書の提出方法

入札書（別記様式第1-1号）に入札金額内訳書（別記様式第1-2号）（以下「内訳書」という。）を貼り付けて割り印したものを作成して封かんし、氏名、入札事項名及び入札書であることを表記の上、前記の日時に前記の場所に提出すること。

### （5） 開札

入札終了後直ちに（2）の場所で行う。

### （6） 入札方法等

ア 入札回数は、2回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書及び内訳書に記載すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金については、今治市契約規則第10条第2号により免除。

（2） 契約保証金については、契約金額の10分の1以上。ただし、今治市契約規則

第61条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除。

11 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札並びに今治市契約規則、今治港富田地区警備保安事業に係る事業者選定支援業務入札心得（以下「入札心得」。）及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

- （１） 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- （２） 落札となるべき入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 契約書作成の要否  
要

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が「２ 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

16 その他

- （１） 入札参加者は、契約規則、その他関係法令を遵守すること。
- （２） 入札心得を承知すること。
- （３） その他、入札に関しての問合せ先は、３に同じとする。